

令和4年度農作業労賃・賃借料情報

◎農作業労賃（令和3年改訂）

* 料金に消費税は含まれておりません。

作 業 名		単 位	料 金	備 考		
人	一般農作業	1日	7,000円	1日8時間労働（一般軽作業等） 男女同額 作業内容により増額可		
機 械	耕起	ロータリー耕	10a	6,000円	田畑同額（未整備田については、20%を上限として割増料金とする。）	
		（トラクター） プラウ耕	//	7,000円	田畑同額	
	くろぬり		1m	50円		
	代かき		10a	7,000円	荒代～植代（未整備田については、20%を上限として割増料金とする。）	
	田植	普通機械	//	6,500円	寄せ植えなど機械補助作業は、委託者が行う。肥料は委託者負担。	
		側条施肥機	//	7,000円		
	育苗	出芽	1箱	500円	種子資材を含む。配達料金は、別とする。	
		硬化	//	900円		
	稲刈	コンバイン	刈取りのみ	10a	17,000円	結束材・寄せ刈りは委託者負担。 倒伏田・未整備田・湿田については30%を上限として割増料金とする。
			刈取～調整	//	28,000円	
籾摺		60kg	650円			
集草・稲わら梱包機		10a	5,000円	結束材含む。		
ロールベアラ		//	13,000円	刈取～集草～梱包～運搬		

※機械作業は、ほ場条件で勘案する必要のある地域及びその他の変更については、当事者間で調整してください。

◎賃借料情報

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の標準小作料制度が廃止となりました。農地の貸し借りをする場合には、「貸し手」、「借り手」双方の話し合いにより賃借料の設定をお願いします。

なお、農地の貸し借りは『農地中間管理機構』のご利用をお勧めします。

矢吹町農業委員会
(電話 42-2115)